判定士新規・更新登録希望者用

「被災宅地危険度判定士養成講習会」
受講のご案内

滋賀県では、地震・降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を調査判定して現地にその危険度を表示すること等によって、二次災害を防止し住民の皆様の安全を図ることを目的とした「被災宅地危険度判定制度」の体制整備を進めています。

現在滋賀県内に居住又は勤務される土木・建築技術に関する一定の知識・経験のある方を対象に、被災宅地の危険度判定に関する制度・技能について理解いただくことを目的として、下記のとおり「被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催します。

講習会を修了された方は、大規模な宅地災害発生時に知事の要請等に基づき、危険度判定活動に協力（強制ではありません）していただく「被災宅地危険度判定士」として認定登録（有効５年間）いたします。

講習会への参加及び「被災宅地危険度判定士」の登録につきまして、皆様のご協力をお願いします。

記

主　　催：　滋賀県（交通まちづくり部建築開発課）

開 催 日 時：　令和８年12月21日（月）　14時00分～17時00分
（受付は、13時30分から行います。）

開 催 会 場：　滋賀県庁　新館７階大会議室　（大津市京町四丁目１番１号）
※会場へは公共交通機関でお越しください。

受 講 資 格：　滋賀県内に居住又は勤務される、「判定士資格要件一覧表」の記号ア～スの資格要件に該当する方

受　講　料：　無料

申 込 方 法：　受講希望者は、「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、滋賀県交通まちづくり部建築開発課まで申込をお願いします。（メール、ＦＡＸまたは郵送）

申 込 締 切：　令和８年11月30日（月）必着

講習会当日に持参するもの：
１．判定士登録申請書類　※新規・更新登録希望の方
①被災宅地危険度判定士登録申請書　（様式第１号）　⇒新規登録の方
被災宅地危険度判定士登録更新申請書　（様式第６号）　⇒更新登録の方
②顔が判別できる証明用写真　２枚（縦３㎝×横２．５㎝）　⇒すべての方
※うち１枚は①の申請書に貼付
③資格要件申告書　（様式第２号）　⇒新規登録の方
④様式第２号に記載された必要添付書類　⇒新規登録の方
⑤緊急時連絡網作成に関する同意書　⇒すべての方
⑥添付省略の申出書　⇒更新登録の方
⑦被災宅地危険度判定士登録証または紛失届　⇒更新登録の方
（上記の判定士登録申請書類を講習会当日提出できない場合は、令和９年１月22日（金）必着で問い合わせ先に直接持参または郵送にて提出ください。）
２．筆記用具（黒ボールペン等）

問い合わせ先：　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県交通まちづくり部建築開発課宅地盛土係　大森・和田
TEL　：077-528-4237
FAX　：077-528-4912
Email：takuchi@pref.shiga.lg.jp